道 路 占 用 許 可 条 件 書

1　道路占用者は、道路法、道路法施行令、札幌市道路占用規則、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、ガイドラインその他の関係規程を遵守すること。

2　道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。

3　占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。

4　占用許可条件等の義務を適切に履行していることを把握するため、道路管理者から占用物件の維持管理の状況等について報告を求められた場合にはこれに応じること。
　また、道路管理者が道路占用者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う場合には応じること。

5　道路管理者から、道路占用者が適切な維持管理を行っていないと認め、その是正のため損傷箇所の修繕のほか類似事例の未然防止のため、当該損傷箇所と類似条件下にある占用物件の点検等の実施及びその結果の報告等を命ぜられた場合にはこれに応じること。

6　占用に起因し、本市及び第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合は、直ちにその旨道路管理者に届け出るとともに占用者の責任において解決すること。

7　占用権を他人に譲渡し、若しくは賃貸し、又は担保その他の私権の目的に供してはならない。

8　占用者の都合により許可期間内に占用をやめた場合等については、既納の占用料は還付しない。

9　通行人の安全確保に万全を期すとともに通行の支障とならないよう十分注意すること。

10　占用の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ道路管理者の許可を受けること。

11　占用を廃止する場合には、あらかじめ道路管理者に届け出を行うこと。

12　次に掲げる場合には、占用許可の取消等の処分をし、又は占用物件の改築、除去等の措置を命ずることがある。
　(1) 道路法の規定に基づく命令又はこの許可及び条件に違反したとき。
　(2) 不正な手段により、この許可を受けていたとき。
　(3) 道路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。
　(4) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じたとき。
　(5) 上記以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

13　前項の規定により処分を受け、又は措置を命ぜられた場合、当該義務履行に要する費用は原則として占用者の負担とする。

14　許可期限までに占用が終わらない場合は、期限前10日前までに継続の申請手続きを行うこと。ただし、占用入札を実施する場合はこの限りではない。

15　占用期間が満了した場合においてこれを更新しようとするときには、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告すること。

16　占用期間中、当該地が本市所有の土地であること、占用許可により物件を設置して　いることを歩行者から見える場所に掲示すること。